

『「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）』
に係る企画募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、国民の環境保全活動への参加促進と環境NGOの活動推進を図ることを目的に「平成20年版環境NGO総覧」を作成するための調査を実施します。

については、本業務を実施する者を選定するため、企画を公募します。本件業務の実施を希望する者は、以下の募集要領に基づき、平成19年10月24日（水）までに企画書等を提出してください。

平成19年10月3日
独立行政法人環境再生保全機構
地球環境基金部地球環境基金課

『「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）』に係る企画
募集要領

1 目的

本業務は、国際的、全国的に活動している団体から、市町村単位で地域に即して活動している団体まで、できるだけ多くの民間環境保全団体（環境NGO）の最新の所在、活動概要等を「環境NGO総覧」としてとりまとめ、これを広く一般に提供することにより、環境保全活動への参加を促進するとともに、環境NGO活動の推進に資することを目的とする。

2 予算

本件業務に係る予算は、1,400万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とします。

3 企画内容

「平成20年版環境NGO総覧」作成のための対象団体の調査及び団体概要の調査並びに調査データの整理

4 業務期間

契約締結日から平成20年3月25日まで

5 仕様書

仕様書については本企画募集要領と併せて、環境再生保全機構掲示板及びホームページ（<http://www.erca.go.jp/jfge/index.html>）に掲載していますので、本企画募集に参加される者は仕様書に基づいた企画書等を「6」のとおり提出して下さい。

6 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

本企画募集に参加される者は、以下の書類を各2部提出して下さい。

- ①『「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）』に係る企画書等の提出について（別添様式）
- ②『「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）』に係る企画書（様式自由）
- ③『「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）』に係る業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税を含む）を記載した経費明細書（参考様式参照）
- ④団体の概要（別添1）
- ⑤提出者の概要（定款等）が分かる資料

(2) 提出期限

平成19年10月24日（水）までの次の時間帯とします。

午前9：30から午後5：00まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(3) 提出場所

「11」に記載。

(4) 提出方法

持参するか又は郵送で提出して下さい。なお、郵送の場合も提出期限内に必着とします。

(5) 提出に当たっての注意事項

- ①提出された企画書等は、その事由の如何に関らず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返還も行いません。ただし、提出された企画書等は、提出者に無断で使用いたしません。
- ②応募者当たり1件の企画までとします。
- ③虚偽の記載をした企画書等は、無効とします。
- ④企画書の提出者の要求される資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とします。
- ⑤企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

7 企画書の提出者に要求される資格

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人

又はこれに準ずる非営利法人（(2)に該当するものを除く。）であって環境保全活動及び団体について豊富な情報を有する団体

- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人であって環境保全活動及び団体について豊富な情報を有する団体
- (3) (1) 及び (2) の他、非営利で環境保全活動及び団体について豊富な情報を有する団体

8 審査の実施

- (1) 審査は、『「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）』の企画審査について（別紙1）及び『「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）』に係る企画書審査基準及び採点表（別紙2）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に合致した優秀な企画書等を提出した者を選定し、契約候補者とします。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知します。

9 企画の内容の変更

- (1) 提案された企画書の内容の実施に向けて、詳細を機構と協議・調整することから一部内容が変更される場合があります。
- (2) 上記(1)を除き、契約候補者は提案内容の実施が義務付けられます。

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。
- (3) 採用、不採択については個別に連絡いたします。

11 資料配布場所、提出場所および問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構

地球環境基金部地球環境基金課 担当：飯田、田中

（所在地）〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8F

（電 話）044-520-9505

（FAX）044-520-2190

（E-mail）c-kikin@erca.go.jp

(別添様式)

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構

地球環境基金部長 西久保 裕彦 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）
に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- 1 「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）に係る企画書
- 2 経費明細書
- 3 団体の概要（別添1のとおり）
- 4 定款等

(担当者)

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

団体の概要

(ふりがな) 団 体 名			代表者役職名： 代表者氏名：	
主たる事務所の所在地	〒 TEL：			
団体設立年月	年 月			
組 織	組織の構成		会員等と有する場合は、その内容・人数	
			個人会員 名／年会費 千円	
			法人会員 名／ 〃 千円	
			常勤の役員数 人（内有給 人）	
			非常勤の役員数 人（内有給 人）	
			常勤の職員数 人（内有給 人）	
		非常勤の職員数 人（内有給 人）		
主な業務内容		設備などの 状況		
環境団体、活動 等調査実績 過去に実施した環境保全活動等調査実績、団体等調査実績、その他類似調査実績				
財政状況	区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			

経費区分	内 容				消費税込の表示	税引後の表示	備考
人件費	A	@	×	人日	=		※3
	B	@	×	人日	=		
	C	@	×	人日	=		
人件費計				計			
業務費	(1)	@	×	日	=		※3
謝金	(2)	@	×	日	=		
	(3)	@	×	人	=		
小計							
旅費	(1)	@	×	人	=		
	(2)	@	×	人	=		
	(3)	@	×	人	=		
				小計			
印刷製本費	(1)		×				
	(2)		×				
				小計			
通信運搬費		@	×		=		
				小計	=		
	@	×		小計	=		
小計				小計	計		
借料及び損料	(1)	@	×		=		
	(2)	@	×		=		
小計				計			
消耗品費							
小計				計			
外注費	(1)						別紙内訳 別紙内訳
	(2)						
小計				計			
賃金	(1) アルバイト賃金	@	×	人	=		※3
小計				計			
雑役務費	(1)						
	(2)						
小計				計			
業務費合計							
一般管理費	(人件費+業務費-外注費)×15%以内				▲	▲	
	+ -)× 0.15						
	(= >						
雑収入		@	×	人			
業務価格							
消費税及び地方消費税	× 5%						
合 計							

業務費経費明細書の記入方法

※1. 海外取引を除き、取り引きに係わるすべての費目を、一旦消費税抜きに補正した後合算し、この合算額に100分の5を乗じて消費税額とします(消費税の重複計上回避)

※2. 外注費(業務の一部を管理共一括して外部に委託するもの)も、同様の基準で消費税を補正して算出し、後にこの計算に組み入れる。但し、一般管理費の(上限額)算出の対象からは除外する。(管理経費の重複回避)

※3. 人件費、謝金、賃金、保険料、一般管理費は消費税補正計算は不要です。すなわち「税込金額」=「税引後の金額」となります。

※4. 上記3. の費目以外の費目については消費税の補正は、「税込金額」×100÷105(小数点以下切り上げ)=「税引後の金額」として下さい。

「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）の企画審査について

1 企画審査委員会の設置

- (1) 地球環境基金部内に企画審査委員会を設置する。
- (2) 企画審査委員会は、提出された企画書等の内容について審査を行う。

構成

委員長	地球環境基金部長
委員（委員長代理）	地球環境基金課長
	地球環境基金課評価係長
	地球環境基金課係員
	企画振興課長
	企画振興課長代理
	企画振興課広報・募金係長
	振興事業調整担当

2 企画書等の審査

- (1) 『「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）』に係る企画書審査基準及び採点表『平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）』に係る企画書審査基準及び採点表（別紙2）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

・十分満足できる	 10点
・満足できる	 7点
・普通	 5点
・満足できるレベルよりやや劣る	 3点
・満足できない	 0点

- (2) 上記(1)の採点結果を整理し、各委員の総合計を合算した総得点の高い点数を得た者を契約候補とする。ただし、各委員の合計を合算した採点合計の平均点が110点の1/2に満たない場合は、契約候補者に該当しない。
- (3) 総得点が同点の場合は、次の基準で契約候補を選定する。
 - ① 「10点」の数が多い者を契約候補者とする。
 - ② 「10点」の数が同数の場合は、「7点」の数が多い者を契約候補者とする。
 - ③ 「7点」の数が同数の場合は、「5点」の数が多い者を契約候補者とする。
 - ④ 「5点」の数が同数の場合は、「3点」の数が多い者を契約候補者とする。
 - ⑤ 「3点」の数が同数の場合は、委員長を除く委員の投票により選定する。
 - ⑥ 「0点」が一つでもある場合は、比較対象としない（特記事項は除く）。

3 企画審査結果の報告

企画審査委員会は、審査結果を業務担当理事へ報告する。

「平成 20 年版環境 N G O 総覧」作成調査（平成 19 年度）
に係る企画書審査基準及び採点表

応募者：_____

委員名 _____

項目		審査項目	評点	採点	備考
1	企画内容	全体企画の妥当性	10 点	点	
		本業務に関する知見の妥当性	業務内容の理解度	10 点	点
			効果的な実施に向け検討された内容か	10 点	点
		企画内容の的確性	調査票の作成内容、調査団体の調査と決定方法	10 点	点
			本調査方法及び確認方法	10 点	点
			データ整理、データベース作成、調査結果の解析方法	10 点	点
		業務実施体制の妥当性	実施体制（役割分担、配置の的確性）、スケジュール、運営管理方法	10 点	点
		その他特記事項	その他、企画内容で評価すべきことがあるか	(10 点)	点
2	事業者の実績	過去 3 年間に於いて類似する業務を実施又は請け負った実績について	10 点	点	
		財務状況から見た場合、実施可能か	10 点	点	
3	企画実現のための必要な経費内訳	提案内容に対する価格の妥当性	10 点	点	
		経費の積算内訳の妥当性	10 点	点	
4	その他特記事項	その他、全体を通して評価すべきことがあるか	(10 点)	点	
合 計			110 点	点	
加 算 点			点	点	
総 合 計			点	点	

注) 合計得点 (110 点) に、項目 1 及び項目 4 の「その他特記事項」について、該当がある場合は得点を加算し、総合計とする。

「平成２０年版環境ＮＧＯ総覧」作成調査（平成１９年度）
に係る企画書作成のための仕様書

本企画募集に参加される者は以下の仕様に基づき企画書等を作成し、募集要領のとおり提出して下さい

1 業務内容

「平成２０年版環境ＮＧＯ総覧」を取りまとめるべく、国内の民間団体について以下の調査業務を行う。なお、業務実施に当たっては、「平成１８年版環境ＮＧＯ総覧」の作成調査における基礎資料及び地球環境基金ホームページオンライン検索システムデータベースとの整合を取ると共に新規の追加、更新を図るものとする。

（１）調査票の作成

- ① 「平成２０年版環境ＮＧＯ総覧」として、過去の総覧掲載項目、掲載内容、表示方法等の検討を行い、機構担当者と協議し決定の後各団体宛に記入依頼を行うための「調査票」を作成する。

（２）調査団体の調査と決定

- ① 環境分野で活動する認証特定非営利活動法人及びこれに準じる法人のリストアップ
- ② 全国の民間活動中間支援組織等で公表している環境に関する活動団体のリストアップ（環境省地方環境パートナーシップオフィス及び地球環境パートナーシッププラザを含む。）
- ③ 地球環境基金助成応募団体
- ④ 新規団体調査データの入力及び既存データ団体の重複チェック
- ⑤ 調査団体の決定
- ⑥ 調査団体の既知データの整備（ホームページデータの入力）

（３）本調査

- ① 各団体宛の調査票に既存データの印刷出力
- ② 調査案内状（電子メール案内を含む。）、返信案内書、回答書の作成
- ③ 調査票の発送、電子メール発信
- ④ 調査票の回収、WEB登録受信
- ⑤ 調査票回答状況、WEB登録状況の把握
- ⑥ 未回答団体への再依頼と回収（平成１８年版登録団体を対象とする。）
- ⑦ 回答及びWEB登録申し込みデータの回答団体に対する疑義問い合わせ及び確認

（４）調査結果データベースの作成

- ① 回答調査票データの入力
- ② WEB登録申し込みデータの確認、登録作業
- ③ ホームページ平成18年版環境NGO総覧データベースとのデータ統合作業
- (5) 調査回答の整理
 - ① 調査発送、回収、登録申し込み状況表の作成
 - ② 「平成20年版環境NGO総覧」データ整理及び解析
 - ③ 「平成20年版環境NGO総覧調査結果の概要」作成
- (6) 成果物の納入
 - 上記(1)～(6)業務に係る成果物の納入

2 企画書内容

(1) 企画内容

- ①調査票の作成について
- ②調査団体の調査と決定方法
- ③本調査の方法、確認方法
- ④調査結果データベースの作成方法
- ⑤調査結果の整理方法
- ⑥業務実施体制
- ⑦業務実施のスケジュール
- ⑧業務に係る運営・管理方法

(2) 経費明細書

「平成20年版環境NGO総覧」作成調査（平成19年度）に係る業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税を含む）を記載した経費明細書。参考様式参照

3 業務実施の条件等

(1) 既存データ等

- ① 平成18年版環境NGO総覧作成調査時の調査先リスト（平成17年4月時点の団体リスト約15,000団体の団体名、住所、代表者名）。及び宛先不明等の団体2,300団体（約15,000団体の内数）リスト。
- ② 平成18年版環境NGO総覧当初データ（平成18年9月、4、463団体）
- ③ 地球環境基金ホームページデータベースデータ4、485団体（平成19年7月1日時点）
- ④ 地球環境基金助成応募団体（830団体）

(2) WEBでの入力、登録システム

- ① 調査票の記入返送の代わりに、登録希望者（団体）が団体登録をWEBで行う場合は、地球環境基金のホームページ「平成20年版環境NGO総覧

の登録」から入力登録（既登録団体は、変更登録又は既データ確認登録）ができるものとし、業務受託者は、当該登録の管理システムの管理画面から上記２（４）②のデータの確認、登録作業を行うものとする。また、この新規登録データはエクセルファイルでダウンロードして利用できるものとする。

- ② 上記２（４）②のデータの確認、登録作業において疑義、問い合わせが必要な場合は、管理画面から行えるが、業務受託者は、回答の返信受信用専用メールアドレスを設定する必要がある。

（３）調査の案内、調査票の発送、授受

調査に当たり、既登録団体については、登録の内容を記述してその確認を求め、回答を得るものとする。

- ① 調査票の郵便等での発送、授受は、業務受託者が行うものとし、発送件数は 13,000 団体（発送先既知団体及び新規調査追加団体）を予定する。
- ② 発送先既知団体及び新規調査追加団体のうち、電子メールアドレスがあるものについては、上記①に加え電子メールにても登録案内を行うものとする。

（４）調査団体の選択

環境NGOとして団体要件、活動内容要件に照らして、調査団体としてふさわしいかを吟味して選択を行うものとする。

（５）回答データの確認、問合せ、

回答データについて、環境NGO総覧掲載団体の要件、記載内容等について確認を行い、疑義の問合せを行い等の対応をとるものとする。掲載可否の不明なものは機構と協議を行うものとする。なお、平成18年版環境NGO総覧登録団体が未回答の場合は、督促を行うものとする。

（６）必要経費の精算

調査団体数を 13,000 と予定する。郵送費等調査団体数の変化により変動する経費については、変更契約又は経費の精算を行うものとする。

4 留意事項

（１）業務実施における協議

本業務の実施に当たり、本業務契約者は機構と協議の上、業務実施計画書を作成するものとする。

（２）企画内容の履行義務

本業務契約者は上記（１）の場合を除き、企画内容の履行の義務を負うものとする。

（３）個人情報の保護

本業務では、個人情報の収集・整理を行う関係上、個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人環境再生保全機構の保有する個人情報の保護規定を遵

守すること。

(4) 物品調達

本業務に必要な物品の調達に当たっては、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、あらゆる分野の環境負荷の低減に努めていく必要があるので、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこと。

印刷に関しては、下記の仕様によること。

表紙、背表紙、本文

古紙配合率 70 % 以上

非塗工印刷用紙は、白色度 70 % 以下

塗工印刷用紙は、塗工量が両面で 30 g/m^2 以下

再生利用しにくい加工が施されていないこと。

(5) 仕様書に係る疑義の取り扱い

本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金部地球環境基金課担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。